|  |
| --- |
| ２　新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の充実・強化について  １　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、  ・感染状況を踏まえた必要な額を確保すること  ・基金積立要件の弾力化や期間延長等を図ること |

１．地方創生臨時交付金は、昨年度の１次から３次までの補正予算により、合計4.5兆円を措置したところです。

２．このうち相当額が今年度に繰り越されているところであり、各自治体におかれましては、今後、繰越分についても、有効にご活用いただきたいと思います。

３．なお、今般の緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を着実に実施できるよう、地方創生臨時交付金において、新たに特別枠として事業者支援分（5,000億円）を創設しました。これにより、事業継続に困っている中小・小規模事業者や飲食・観光事業者等を支援しております。

４．今後とも、地域の取組の状況や現場のご意見をよくお聞かせいただきながら、各自治体の取組をしっかりと支援してまいります。

５．基金については、令和２年度第２次補正予算において、新たに、利子補給等に関して基金の積立てを認めた他、本省繰越分については、事業着手時期を令和３年度までとし、存続期間も１年延長（令和８年度末まで）するなど、より柔軟な制度としています。